

UV-328、メトキシクロル及びデクロランプラスに関するBAT報告書の事前相談について

令和6年12月18日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）では、他の化学物質を製造する際に副生される第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）」の原則、すなわち第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ち、副生される第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第11回締約国会議（令和5年5月に開催）において、UV-328、メトキシクロル及びデクロランプラスを廃絶対象物質とすることが決定され、これを受け、3省合同会合¹において審議を行い、これらの物質を新たに第一種特定化学物質に指定すること等が適当とされ、これらの物質を第一種特定化学物質に追加指定する等の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」が令和6年12月18日に公布されました。

これを踏まえ、UV-328、メトキシクロル及びデクロランプラスを副生成物として含有する化学物質について、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成31年3月29日）に基づくBAT報告書の事前相談を令和6年12月18日から受け付けます。

事前相談する際は、末尾の「お問い合わせメールフォーム」から事前に連絡をいただけますようお願いいたします。

BAT報告書の正式な受理については、政令を公布した後に行いますのであらかじめご承知おきください。

【参考】UV-328、メトキシクロル及びデクロランプラスの正式名称

UV-328 : ニー（二Hー・ニ・三ーベンゾトリアゾールーニーイル）ー四・六ージーターシ
ャリーペンチルフェノール

メトキシクロル : ー・ー・ートリクロローニ・ニービス（メトキシフェニル）エタン

デクロランプラス : ー・ニ・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四ードデカクロローー・

¹ 薬事審議会（旧：薬事・食品衛生審議会薬事分科会）化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会/安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

四・四 a・五・六・六 a・七・十・十 a・十一・十二・十二 aードデカヒドローー・
四：七・十ージメタノジベンヅ [a・e] [八] アンヌレン

【問合せ先】

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

お問合せメールフォーム：（下記 URL 先の末尾に設置しています。）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specificd_history.html

※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。